

事務連絡
令和3年4月30日

各
都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
医政局総務課

新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、今般、時間外・休日の接種費用について、下記のとおりワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行うこととしました。

併せて、地域の実情に応じ、当該加算を講じてもお医師・看護師等が不足すると考えられる場合には、都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、集団接種会場に医師・看護師等を派遣したときに、派遣元の医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の医療従事者派遣事業により、財政的支援を実施することとしました。

詳細については追って案内しますが、各都道府県、市町村及び特別区におかれては、これらを活用し、接種を行う医師・看護師等を確実に確保の上、迅速な接種体制の構築に努めていただくようお願いいたします。

記

○接種費用の上乗せについて（案）

時間外等加算相当分

- ・時間外 2,070円→2,800円
- ・休日 2,070円→4,200円

○医師・看護師等の派遣について（案）

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※7月末までに行われる派遣が対象

「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について（令和3年4月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室・医政局総務課事務連絡）」の補足について（令和3年6月1日更新）

<事務連絡の概要>

①接種費用の上乗せについて（案）

時間外等加算相当分

- ・時間外 2,070 円→2,800 円
- ・休日 2,070 円→4,200 円

②医師・看護師等の派遣について

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

- ・医師 1人1時間当たり 7,550 円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760 円

※7月末までに行われる派遣が対象

1. 適用期間

①②ともに、令和3年4月1日～令和3年7月31日まで

2. 休日の定義

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日

※上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。（①の事業に限る）

※上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

3. 時間外の定義

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間

※当該医療機関が休診について予め表示した上で医療従事者を集団接種会場に派遣した場合も時間外とする。（②の事業に限る）

新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種費用について

ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用について、ワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行う。
(時間外・・・+730円、休日・・・+2,130円) **【適用：R3.4.1～7.31までの接種】**

【時間外(平日)】

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間(看板等に掲げているもの)以外の時間を加算の対象とする。

(例1) 午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時までを平素の診療時間としている日



(例2) 午後3時から午後10時までを平素の診療時間としている日



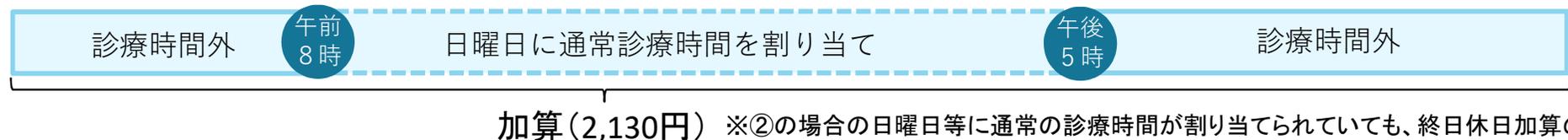
(例3) 平素に明確な診療時間が定められていない医療機関(集団接種を想定)



【休日】

以下の①または②のいずれかに該当する日

- ① 平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日(休診日)
※なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。
- ② 日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。



加算(2,130円) ※②の場合の日曜日等に通常の診療時間が割り当てられていても、終日休日加算の対象